

計画策定の目的と位置付け

1 策定の背景と目的

青梅市は、豊かな自然と古い歴史、伝統ある文化など優れた資源に恵まれ、また先端産業が立地する職住近接型の都市として発展してきました。多くの市民は、この美しい自然や景観、人と人とのふれあいのあるまちを愛し、暮らしやすいまちを望んでいます。

市では、「青梅市総合長期計画 基本構想(平成 15(2003)年度～平成 24(2012)年度)」において「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅 ーゆめ・うめ・おうめー」を将来都市像に掲げ、暮らしやすいまちづくりを推進しています。

住宅分野においては、平成 6 年に「青梅市住宅マスタープラン」を策定し、住宅・住環境に関わる様々な課題に対応し、市民の安定居住を図ってきました。一方この間、少子高齢化の進展、環境問題、耐震化への意識の高まり、ライフスタイルや価値観の多様化、経済停滞と財政悪化など、社会経済情勢が大きく変化し、的確な対応が求められています。国においては、平成 18 年に「住生活基本法」を制定し、住宅の量の確保から生活の質の向上への本格的な政策転換を図っています。こうした社会情勢の変化や今後の動向を踏まえて、「青梅市住宅マスタープラン」を全部改定いたします。

この計画は、青梅市の住宅・住環境の向上を目指し、市の住宅政策を総合的・体系的に推進するための基本となる計画であり、住まい・暮らしの将来像とその実現に向けた方向性を示すことを目的とするものです。

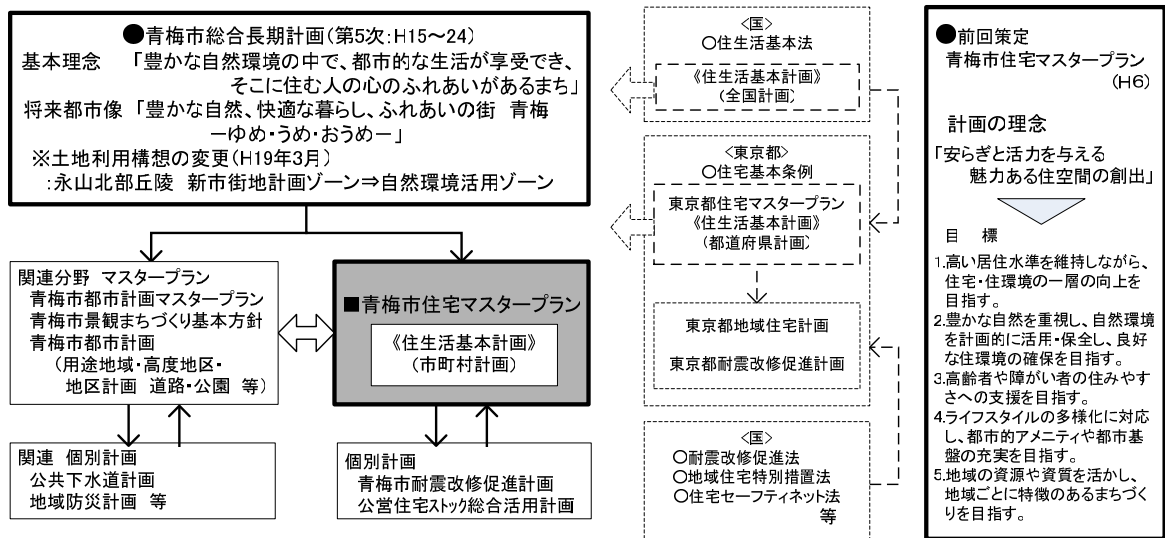
文中の単語で※を付したものは、巻末に用語解説を掲載していることを示す。

2 計画の位置付け

本計画は、「青梅市総合長期計画」を上位計画とし、その実現に向けた個別計画として、まちづくり、福祉、環境などの政策分野と連携を図りながら、地域の特性に応じた住宅施策を実施していくための基本となる計画です。

また、「住生活基本法」にもとづく住生活基本計画（全国計画）および東京都住宅マスタープラン（都道府県計画）の内容を踏まえた計画としての性格も有しています。

■青梅市住宅マスタープランの位置付け



3 計画期間

本計画は、平成 22（2010）年度から平成 31（2019）年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の変動等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うなど、適切に対応していきます。